

令和元年6月19日現在

機関番号：11101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17403

研究課題名(和文) 米国のエビデンス市場における知の循環を支えるガバナンスの全体像

研究課題名(英文) An overview of governance that supports the circulation of knowledge in the US evidence market

研究代表者

桐村 豪文 (KIRIMURA, Takafumi)

弘前大学・教育学部・講師

研究者番号：00637613

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、米国におけるエビデンス政策を例に、その効果的な在り方を探求したものである。

本研究を通じて得られた成果は主に次の3点である。(1)米国で90年代から進められてきたエビデンス政策には、「消費」という信念がその根底に伏在していること、(2)「消費」という信念に支えられたエビデンス政策では等閑視される「そこでうまくいった」から「ここでうまくいく」への飛躍を可能にするためには、民主的なエビデンス(ガバナンス)政策の在り方が求められること、(3)No Child Left Behind Act of 2001以降の米国連邦教育政策における「エビデンス」を巡っては、政策方針が大きく変化したこと。

研究成果の学術的意義や社会的意義

教育実践や教育政策に対してエビデンスに基づくよう要求する趨勢が、我が国においても昨今散見されるようになった。その契機の一つである中室牧子の著書『「学力」の経済学』では、米国の政策に範をとっている。しかし、今後国を挙げてエビデンス政策を進めていく上では、その前提にある思想・信念に改めて目を向けなければならない。それによって、求めるエビデンスの在り方やアプローチが大きく変わるからである。本研究を通して探求したのは、民主的なエビデンス政策の在り方である。それは、米国でのエビデンス政策とは全く異なるものである。エビデンス政策の多様な在り方を示すことは、実際の政策論において意義をもつと考える。

研究成果の概要(英文)：This study explores the effective way of evidence policy based on cases in the United States.

The results obtained through this study can be summarized mainly in the following three points. (1) The evidence policy that has been implemented in the United States since the 1990s underlies the belief of "consumption". (2) In the evidence policy supported by the belief of "consumption," the jump from "it worked there" to "it will work here" is ignored. In order to make that leap possible, the way of democratic evidence policy (governance policy) is required. (3) In the federal government's education policy since the "No Child Left Behind Act of 2001", there has been a major change in the policy policy requiring evidence

研究分野：教育学

キーワード：エビデンス政策 ガバナンス 消費 因果関係 活用 民主的

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

近年、我が国の教育をめぐる公の議論において「エビデンス」という言葉が当たり前のよう  
に用いられるようになった。

事の発端は、2015年5月11日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において、財  
務省から教職員定数の削減が提案されたことにある。この提案を受けて教育再生実行会議では、  
5月19日に開催された第3分科会で、教育投資の必要性について国民や財務省を納得させるエ  
ビデンスの創出の重要性と現時点でそれが十分でないことの課題が述べられた。また興味深い  
ことにその同じ日に開催された経済財政諮問会議では、文教・科学技術分野に関する歳出改革  
の基本的考え方について「教育全般について、実証科学的な手法によるエビデンスに基づいた  
PDCAを徹底し、歳出の効率化と教育の質の向上を両立する」と書かれた資料が有識者から提  
出された。経済財政諮問会議は、さらにその1週間後に開催された会議で、下村博文文部科学  
大臣出席のもと、「教員加配の効果等について、データに基づいた実証科学的なPDCAを回  
すことの必要性が議論された。

こうした議論を経て、同年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015  
～経済再生なくして財政健全化なし～」(骨太の方針2015)では、文教・科学技術分野の改革  
の基本方針について「政策の効果について科学的な手法に基づき予算と成果をチェックするな  
ど、エビデンスに基づいたPDCAサイクルを徹底する」と、方針が定められたのである。

その後、教育再生実行会議では、第3分科会での審議を踏まえ、第八次提言「教育立国実現  
のための教育投資・教育財源の在り方について」(2015年7月8日)が取りまとめられた。そ  
こでは「科学的な手法に基づき予算と成果をチェックするなどエビデンスに基づいたPDCAサ  
イクルを徹底する必要があります」と、「骨太の方針2015」と同じ言葉が述べられている。

ただし公の議論で「エビデンス」の語の使用に拍車がかかったのは、同年11月4日に開催  
された教育再生実行会議以降のことである。その会議では、同年6月に出版された『学力』  
の経済学』の著者中室牧子委員(委員就任後初の会合)によって「科学的根拠(エビデンス)」  
とは何かということについて、米国の事例にも触れながら説明がなされた。それ以降、ほぼ毎  
回の会議で「エビデンス」の語が用いられるようになり、さらにはそれが有識者の委員だけ  
でなく国会議員の出席者、例えば渡海紀三朗(自由民主党教育再生実行本部長)もまた、「エビ  
デンスベース」の重要性について「これから将来に向けてそういったことも整えていきたい」と  
述べるに至った(第37回教育再生実行会議)。そして事実、自民党教育再生実行本部では、翌  
年4月4日出された教育再生実行本部第六次提言にて、「エビデンスに基づく教育施策の推  
進と教育財源の確保」が必要な施策として提出されたのである。

こうして「エビデンス」の語が公の議論において市民権を得るに至ったが、しかしながら「エ  
ビデンス」に対する捉え方は必ずしも一様ではない。閣議決定された方針のもと、「エビデンス  
に基づく教育」を推進していこうとする考え方が大勢を占める一方で、危惧を覚える委員もい  
た。教育再生実行会議第八次提言素案をめぐる審議(7月1日第3分科会)の中で河野達信委  
員はこのように発言している。「科学的手法がどのようなものか分かりにくいと感じました。数  
値だけに頼ったエビデンスに基づく手法であれば、教育現場においては数値に表れにくい様々  
な重要な点があります。そうしたものが見過ごされるのではないかと心配になる記述ではないか  
と感じます。」つまり、教育現場の流動的で複雑性をもった日々の営みに対して、簡潔で明快に  
表されるエビデンスとの整合性や親和性について、何らかの疑問が抱かれるのである。

重要なことは、こうした危惧の存在に加えて、その根底に潜むあるイデオロギーの対立の存  
在である。これに関して今井康雄は、ハーグリーヴズやハマーレイらの議論を踏まえながら  
次のように述べる。「教育の場でエビデンスを強調することは、専門家としての教師の自由を狭  
める結果をもたらすのではないか」(今井康雄「教育にとってエビデンスとは何か-エビデンス  
批判をこえて-」『教育学研究』82(2)、2015年)と。すなわち、「エビデンスに基づく教育」と  
言われるときの「基づく」の意味をめぐって対立が生起するのである。

この対立は政治的でもありえ、容易に決着がつく問題ではない。今井は続けてこのように言  
う。「EBE(Evidence-Based Education)の主張は教師の判断の自由空間を狭めるかもしれない。  
しかし、教師の自由裁量の余地を確保することが教育の最終目的なのではあるまい。」(同  
上)確保すべきは、教師の自由裁量の余地ではなく、教育の「望ましさ」だと言うのである。

「エビデンスに基づく教育」を論じるうえで、まずこの根本的対立の存在を認め、そのう  
えで、いかにして両者(エビデンスを強調する考えと教師の専門性を重視する考え)の間の間  
隙を埋め、融和を図ることができるか、そしてその際に「基づく」とする「エビデンス」がど  
のようなものであるべきか、について常に考慮すべきなのである。

## 2. 研究の目的

本研究では、以下の3つを目的として取り組んだ。まず、「エビデンス」の概念をめぐってはは  
対立の可能性を常に含んでいることを直視したうえで、(1)そもそもその対立を生じさせる淵  
源として、米国で展開する「エビデンス」の要求がどこから来たのかを歴史的に探究する必要  
がある。そしてそのうえで(2)「エビデンス」をめぐる対立を融和させるために、いかなるア  
プローチをとるべきかを模索する。そしてまた(3)昨今、米国では実際にどのようなアプロ  
ーチが模索され、循環を図ろうとしているのかについて明らかにする。

### 3. 研究の方法

研究の方法は、文献研究による。

(1)の目的に関しては、米国における1990年代以降の連邦政策の展開を、公開される政府資料や研究論文、著書を中心に追跡し、考察を行った。

(2)の目的に関しては、科学哲学、科学技術社会論、ガバナンス論を中心に、理論に関する文献をもとに考察を行った。

(3)の目的に関しては、米国における2002年のNCLB法以降の連邦政策の展開を、公開される政府資料や研究論文、著書を中心に追跡し、考察を行った。

### 4. 研究成果

(1)米国におけるエビデンス政策に通底する消費という信念【5. 主な発表論文等 g】

昨今、教育界においてエビデンス論が席卷している。しかしそこで示されるエビデンス(教育実践の効果を支える教育研究)の姿は偏っている。この“偏った”エビデンスの姿に対して、この小論では、批判的立場から議論の応酬をするのではなく、むしろその言表の生成に着目し、そもそもいったいどこからやってきたのか、なぜその姿なのか、なぜ今なのかについて問うている。なお教育とエビデンスとの繋がりについては米国がより長く豊富な経験の歴史を有しているため、米国で展開されてきたエビデンス政策に探究の発端を求めた。

考察の結果、米国でエビデンスが“偏った”姿に限定されるようになった背景には、民間でさまざま開発されてきた学校改善モデルの普及・拡大の段階において、そのモデルの有効性を保証する証明書として、因果関係を立証する役割が教育研究に特に求められるようになった経緯があった。しかし見出すべきはその先で、その要求の背後には消費者志向という信念が多分に働いており、モデルを紹介するガイドの名称からその中身に至るまで、徹底してその信念に貫かれているのである。

問題は「消費」という概念の働きによっていかなるエビデンスが作り上げられているかということである。“偏った”エビデンス論で重宝されるランダム化比較試験の特徴の分析から、特定のコードのもと「現実」から遊離した物語が作り上げられてしまっている実態が読みとれるのである。

(2)「そこでうまくいった(it worked there)」から「ここでうまくいく(it will work here)」への飛躍を可能にするためのエビデンス政策の在り方【5. 主な発表論文等 a b d e f】

近年、教育をめぐる議論において「エビデンス」の語が当たり前のように用いられるようになった。問題は、何をもち「エビデンス」と見なすべきか、より限定的に言えば、これから実施される政策や実践が高い信頼をもって依拠する「エビデンス」がいかなるものであるべきか、これについて批判的に向き合うことにある。

現在進行中のエビデンス政策では、ランダム化比較試験(RCT)を裁判官(裁定者)の位置に坐することが公に許される唯一のものとする考えをとっている。批判的に問うべきは、RCTを「最後の裁定者」として序列体系の頂点に配し、超越的立場から教育の質的向上を図ろうとするエビデンス政策の在り方である。

カートライト&ハーディは、『そこでうまくいった(it worked there)]から『ここでうまくいく(it will work here)]への飛躍はいかにして可能か』を中核の課題に据え、「ここ」での活用に焦点を当てた活用のためのエビデンス論を展開する。その飛躍を可能にするため、水平的探求と垂直的探求が必要であること、そして「ここ」というローカル性に徹底的に目を向けることの必要性が導かれた。

探求においては「差異」を重視する民主的態度が求められ、またそれに必要なガバナンスの体制が整えられるべきことが提示された。

(3)NCLB法以降の米国連邦教育政策における「エビデンス」をめぐる政策方針は大きく変化【5. 主な発表論文等 c】

本稿では、基づくことが要求される「エビデンス」がどのようなものであるべきかという問題に関連して、米国連邦教育政策において称揚される「エビデンス」がどのような内容を成しているか、どの子も置き去りにしない法(No Child Left Behind Act of 2001: NCLB法)、包括的學校改善(comprehensive school reform: CSR)プログラム、イノベーション投資補助プログラム(Investing in Innovation Fund :i3)、全ての生徒が成功する法(Every Student Succeeds Act: ESSA)を取り上げ、政策の変遷を追った。

NCLB法ではその中で「科学的基盤を持つ研究(scientifically based research)」の定義が与えられ、教育実践や実践される教育プログラムは有効性に関する研究的裏付けを得るべきことが要求された。CSRプログラムはその概念を具現化しようとしたもので、そこでは、現実的な視点に立って「科学的基盤を持つ研究(scientifically based research)」とは別に「強力なエビデンス(strong evidence)」という、より緩和された基準が用意された。それでもなお、ランダム化比較試験を頂点とするエビデンスの階層性の秩序を維持しようとするものである。この特徴は、その後の政策でも見られ、2009年に創設されたイノベーション投資補助プログラム(Investing in Innovation Fund :i3)でも、その特徴を見ることができる。

ただし2015年に成立した「全ての生徒が成功する法(Every Student Succeeds Act: ESSA)」

では、エビデンスの活用場面において州や地方教育当局にかなりの裁量権を付与した。またタイトル以外の補助金では、最も評価の低いエビデンスを提示すればよいという状況が作り出され、ここにおいて米国連邦教育政策における「エビデンス」をめぐる政策方針は大きく変化したものと言える。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

- a. 桐村豪文「活用のためのエビデンス論 「そこでうまくいった」から「ここでうまくいく」への飛躍」『弘前大学教育学部紀要』121号、2019年、179-188頁。(査読なし)
- b. 桐村豪文「教育政策におけるエビデンスの在り方 その理論と研究動向」『教育行財政研究』46号、2019年、31-35頁。(査読なし)
- c. 桐村豪文「米国連邦教育政策におけるエビデンス要求の変遷 エビデンス要求の厳格化から緩和に向けて」『地域連携教育研究』第3号、2018年、35-47頁。(査読あり)
- d. 桐村豪文「不登校とガバナンス(1)～身体のエビデンス論～」『神戸常盤大学紀要』11号、2018年、169-180頁。(査読あり)
- e. 桐村豪文「エビデンス ガバナンス論の構築(試論) 教育現場にとって研究は無益なのか」『神戸常盤大学紀要』10号、2017年、13-22頁。(査読あり)

〔学会発表〕(計2件)

- f. 桐村豪文「教育政策におけるエビデンスの在り方 その理論と研究動向」関西教育行政学会第34回大会シンポジウム(京都大学吉田キャンパス)2018年12月2日
- g. 桐村豪文「質的方法を用いた教育のエビデンスの探求」関西教育行政学会11月例会(京都大学宇治キャンパス)2016年11月18日

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者  
研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。